

～ 活動報告 ～

会社情報提供制度シンポジウム ～ コーポレートガバナンス改革の有効な手段として ～

国際協力部教官

渡 部 吉 俊

1 はじめに

法務総合研究所では、公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、2014年9月1日（月）にアジア・太平洋法制研究会『会社情報提供制度シンポジウム～コーポレートガバナンス改革の有効な手段として～』を開催した。以下、その概要を報告する。

2 背景

法務総合研究所では、公益財団法人国際民商事法センターとともに、1996年度から、アジア・太平洋地域における民商事法分野に関する法制比較のためのアジア・太平洋法制研究会を開催している。これまでの研究テーマは、倒産法制（1996・1997年度）、企業倒産と担保法（1998・1999年度）、ADR（2000・2001年度）、知的財産権（2002・2003年度）、国際会社法（2004・2005年度）、株主代表訴訟（2006～2008年度）、監査制度（2009～2011年度）であり、民商事法分野における専門家である研究会の委員のほか、アジア・太平洋地域から専門家を招へいし、各国の法制の現状や実務上の問題点等について意見を交わしてきた。

そして、2012年度からは、新たに「会社情報提供制度研究会」（以下「本研究会」という。）を立ち上げ、企業法制に詳しい専門家の先生方にお集まりいただき、アジア・太平洋諸国における会社情報の開示・提供に関する法制度について比較研究を行っている。

我が国においても、諸外国と同様に、利害関係人の保護や資本市場全体の信頼確保、あるいはコーポレートガバナンス改革等の観点から、会社情報の開示・提供が重要であることはいうまでもないところ、近時、国際会計基準や内部統制報告制度の法制化など会社の情報開示に関する制度に大きな動きが見られることに加えて、有名企業による巨額損失先送りの発覚等をきっかけとして、会社の情報開示の在り方に関する世界的な関心が高まっている。一方で、これまでのところ、アジア・太平洋諸国におけ

る会社情報の開示・提供制度に関する比較研究というものはあまり行われていないように見受けられる。そのような状況を踏まえ、本研究会では、アジア・太平洋地域の数か国を対象に、会社情報の開示・提供に関する制度の比較研究を通じて、情報開示の仕組み、特徴、運用実態、問題点等を明らかにし、同地域における比較法研究の更なる発展に資するとともに、アジア・太平洋諸国に進出する日本企業の円滑な活動に資することを目標に、研究活動を行うこととしたものである。

本研究会では、諸外国の基礎的な調査を踏まえ、研究対象国・地域として韓国、シンガポール、台湾及びベトナムを選定し、当該国・地域の法律家や学者等の専門家を招へいしてヒアリングを行ったり、本研究会の委員による現地調査を実施するなどして、各研究対象地域における会社情報提供制度の仕組みや問題点等について調査・研究を進めてきた。

そこで、今般、これまでの研究成果を広く公表し、更なる討論を行うべく、各対象国・地域の専門家を招へいした上で、公開のシンポジウムを開催することとしたものである。

3 シンポジウムの概要等

本シンポジウムのプログラムは、別添のとおりである。

午前中は、韓国及びシンガポール、午後は、台湾及びベトナムにおける会社情報の開示・提供に関する制度の実情や課題等について発表及び議論が行われた。各国の発表とも、はじめに当該国から招へいした専門家の方々に発表していただき、その後、当該国の担当である本研究会の委員2名がコメントや質問を加えながら、各国に特徴的な法制度の実情や問題点等について更に深掘りする形で、議論を進行した。

各国からの発表後、池田裕彦委員（弁護士法人大江橋法律事務所弁護士）の進行の下、会場の参加者を含めた全体でのパネルディスカッションが行われ、その後、締めくくりとして、本研究会の近藤光男座長（神戸大学大学院法学研究科教授）から本シンポジウムの議論の総括が行われた。

本シンポジウムで取り上げられた重要かつ多岐にわたる論点についてまとめるのは困難であるが、例えば、法令あるいは通達レベルでの規制の枠組み、ハードロー（法律）とソフトロー（自主規制）の役割分担、社外取締役の機能と実情、役員の報酬開示規制、独立取締役と支配株主の関係、開示規制違反の場合における責任追及の在り方など、幅広い観点から活発な議論が行われた。

なお、本シンポジウムの内容を含め、本研究会の研究成果については、後日、冊子として発刊し、広く共有される予定である。

4 おわりに

本研究会は、「会社情報提供制度」という、一見馴染みの薄い視点から会社法制の比較研究を行ったものであり、関係する法令等も、会社法・商法、証券取引法、証券取引所の規則、当局の通達等、国によって様々であるため、本研究会の2年目から参加させていただいた筆者にとっては、なかなか理解が及びにくいテーマであった。しかしながら、本シンポジウムにおいては、海外から招へいした専門家の方々から、限られた時間の中でもポイントをついた発表が行われ、その上で、日本側の担当である研究会の委員の先生方から、特に日本の制度との比較の観点で的確なコメントや質問がなされたため、会場の参加者にとっても各国の法制度に対する理解をより深められたのではないかと思われる。2012年度から3か年にわたり大変熱心に研究活動に取り組んでいただいた本研究会の委員の先生方や本シンポジウムに出席していただいた海外の招へい専門家の方々を始めとする多数の関係者の皆様に、この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。

以 上

THE STUDY GROUP ON LEGAL SYSTEMS IN THE ASIA-PACIFIC REGION

PRESENTS

SYMPOSIUM ON COMPANY INFORMATION PROVIDING SYSTEMS

- EFFECTIVE METHODS TO REFORM CORPORATE GOVERNANCE -

アジア・太平洋法制研究会

【会社情報提供制度シンポジウム】

～ コーポレートガバナンス改革の有効な手段として ～

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT

RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE

MINISTRY OF JUSTICE JAPAN

INTERNATIONAL CIVIL AND COMMERCIAL LAW CENTRE FOUNDATION

法務省 法務総合研究所 国際協力部

公益財団法人 国際民商事法センター

TIME TABLE

10:00 - 10:10 開会挨拶 Opening Address

法務省法務総合研究所長 赤根 智子

Ms. Tomoko Akane, Director General, Research and Training Institute, Ministry of Justice

10:10 - 10:25 会社情報提供制度の意義 Significance of the study on company information providing systems

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男

Prof. Mitsuo Kondo, Graduate School of Law, Kobe University

10:25 - 12:05 パネルディスカッション1 Panel Discussion Part 1

「韓国における会社情報提供制度の実情と課題」

“The actual situation and challenges of the company information providing system in Korea”

国立忠南大学法学専門大学院准教授 李 孝慶

Dr. Hyo-Kyung Lee, Assistant Professor, Law School, Chungnam National University

同志社大学大学院法学研究科教授 川口 恭弘

Prof. Yasuhiro Kawaguchi, Graduate School of Law, Doshisha University

住友商事株式会社法務部 齋藤 暁

Mr. Satoshi Saito, Legal Dep, Sumitomo Corp.

「シンガポールにおける独立取締役の台頭～コーポレートガバナンス開示事例研究」

“The Rise of Independent Directors in Singapore —A Case Study of Corporate Governance Disclosure”

シンガポール国立大学法学部准教授 Daniel William Puchniak

Dr. Dan W. Puchniak, Associate Professor, Faculty of Law, National University of Singapore

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

Prof. Masafumi Nakahigashi, Graduate School of Law, Nagoya University

弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

Mr. Hirohiko Ikeda, Attorney-at-law, Oh-ebashi LPC & Partners

Lunch Break (12:05 - 13:05)

13:05 - 15:05 パネルディスカッション2 Panel Discussion Part 2

「台湾における企業情報の開示制度」

“The system of company information disclosure in Taiwan”

国立政治大学法学院教授 林 國全

Prof. Kuo-Chuan Lin, College of Law, National Chengchi University

京都大学大学院法学研究科教授 北村 雅史

Prof. Masashi Kitamura, Graduate School of Law, Kyoto University

関西学院大学法学研究科教授 石田 眞得

Prof. Masayoshi Ishida, School of law, Kwansai University

「ベトナム法における企業情報の開示に関する研究」

“Lawful corporate disclosure memoir under Vietnam law”

フィデンソン法律事務所弁護士 Nguyen Ba Son

Mr. Nguyen Ba Son, Chief of Phidenson Viet Nam Law Firm

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男

Prof. Mitsuo Kondo, Graduate School of Law, Kobe University

神戸大学大学院法学研究科教授 行澤 一人

Prof. Kazuhito Yukizawa, Graduate School of Law, Kobe University

Break (15:05 - 15:30)

15:30 - 16:00 会場との質疑応答 Questions and answers for the audience

弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

Mr. Hirohiko Ikeda, Attorney-at-law, Oh-ebashi LPC & Partners

16:00 - 17:00 全体パネルディスカッション General panel discussion

弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

Mr. Hirohiko Ikeda, Attorney-at-law, Oh-ebashi LPC & Partners

17:00 - 17:15 総括 Conclusion and Closing Address

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男

Prof. Mitsuo Kondo, Graduate School of Law, Kobe University

17:15 - 17:25 閉会挨拶 Closing Address

公益財団法人国際民事法センター理事長 原田 明夫

Mr. Akio Harada, President, International Civil and Commercial Law Centre Foundation

GUEST SPEAKERS



韓国パネリスト
李 孝慶 准教授 国立忠南大学法学専門大学院
DR. HYO-KYUNG LEE, ASSISTANT PROFESSOR,
LAW SCHOOL, CHUNGNAM NATIONAL UNIV.

2007年 成均館大学 BK21 (BRAIN KOREA 21) 研究教授
2009年 関東大学法学部助教授
2011年 現職



シンガポールパネリスト
ダン・W・プチニャック 准教授 シンガポール国立大学法学部
DR. DAN W. PUCHNIAK, ASSOCIATE PROFESSOR,
FACULTY OF LAW, NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE

2003年 カナダ(オンタリオ州)弁護士
2008年 現職



台湾パネリスト
林 國全 教授 国立政治大学法学院
PROF. KUO-CHUAN LIN,
COLLEGE OF LAW, NATIONAL CHENGCHI UNIV.

1990年 淡江大学副教授
1992年 国立政治大学副教授
2000年 現職



ベトナムパネリスト
グエン・バ・ソン 弁護士 フィデンソン法律事務所
MR. NGUYEN BA SON,
CHIEF OF PHIDENSON VIET NAM LAW FIRM

2005年 フィデンソン法律事務所最高経営
2009年 フィデンソンベトナム法律事務所長